

第25期 第12回

定例農業委員会総会

議 事 録

令和6年5月30日

伊予市農業委員会

第 2 5 期

第 1 2 回定例農業委員会総会議事録

令和 6 年 5 月 3 0 日（木）午後 1 時 3 0 分から、伊予市役所において第 1 2 回定例農業委員会総会を開催する。

出席者

農業委員会委員	1 7 名
農地利用最適化推進委員	1 名
事務局	局長 次長 係長

議事日程

（議案）

第 4 2 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和 6 年度第 2 号）について【農用地利用集積計画一括方式】	9 件
第 4 3 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	11 件
第 4 4 号	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和 6 年度第 1 号）について	1 件
第 4 5 号	農地法第 4 条の規定による許可申請について	1 件
第 4 6 号	農地法第 5 条の規定による許可申請について	1 件
第 4 7 号	伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更に係る意見について	1 件

事務局

それでは皆様ご起立をお願い致します。只今より第12回伊予市農業委員会総会を開催いたします。一同ご起立ください。

<一同、礼>

ご着席下さい。

本日の開催にあたり、●●会長は、全国農業委員会会長会出席のため本会欠席となっております。また、議席番号●●番 ●●委員より欠席のご連絡がございましたのでご報告させていただきます。

それでは、開会にあたりまして●●会長職務代理者より開会挨拶並びに開会宣言を申し上げます。

～会長職務代理者挨拶～

議事

議事録署名委員の指名

議長（会長職務代理者）

議事に入ります前に議事録署名人の指名をしたいと思います。

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

よろしく願いいたします。

議案第42号

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく伊予市農用地利用集積計画（令和6年度第2号）について【農地利用集積計画一括方式】、次のとおり農業委員会の承認を求める。

農地中間管理事業とは、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構（農地中間管理機構）を通じて、農地を貸し借りする事業です。農地中間管理機構は、各都道府県にひとつずつあり、愛媛県では、公益財団法人えひめ農林漁業振興機構が担っています。当初国の考えは、不動産会社のように、借り手が見つかるまでの管理をする組織を目論んでいたようですが、実態は、貸し手と借り手がマッチングした案件しか取り扱わないのが現状です。しかし、国が主導して運用している組織、事業ですから、各種補助事業に農地中間管理事業を活用することが要件となっている場合が多くなっています。今回の1番から5番の方は、新機就農者向けの補助事業の要件をクリアするために中間管理事業を使つての貸し借りの申請になっています。

事務局

1番

貸渡人	下吾川	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	中山町出渕	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	畑 ●●m ²
	他9筆	合計	●●m ²
申請理由	(譲受人) 新規就農 (譲渡人) 農地管理困難		
権利の種類	10年間の使用賃借権設定		

譲受人の経営状況は、議案説明書の2ページから6ページの「青年等就農計画認定申請書」に詳細を掲載しています。6ページの収支計画をご覧ください。

●●さんの経営の中心はナスと栗になります。今回の申請地は、栗を栽培予定で、ナスの栽培予定地は別の申請方法で権利を取得予定です。5ページに記載の通り、●●新規就農研修センターでの研修を終えられての就農になります。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 農業委員

●●さんは若くて熱心にやっておられますので、うまくいくと思います。ご審議の程よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

これは中山の土地を一括して借りているということですか。

事務局

●●さんが叔母さんに当たる方で、一括ではないです。その中で活用できそうなところになります。

●● 農業委員

3ページの就農地のところに中山町以外で大平と書かれていますが、大平の

どの辺で何をされているのでしょうか。

事務局

大平は●●の田んぼの●●さんのところでナスをしています。

●● 農業委員

関連があることですが、以前、新規就農者で国から補助金が出ているというのを聞いたのですが、出ているのであれば何年間出のかと 1 年間の金額、対象の年齢を教えてください。

事務局

現在、年間 150 万円が 3 年間、それとは別に補助事業費が 500 万円の 4 分の 3 までの設備投資が受けられるということが主な内容になります。トータルで 450 万と 375 万が補助事業として本人が受け取れる金額になります。年齢は就農時に 50 歳未満ということです。

議長

他に無いでしょうか。無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

中山町出身の●●と申します。今年●●歳です。高校卒業後は進学と就職のため松山にいました。仕事は飲食業をしておりましたが、新型コロナの影響で仕事が面白くなりまして、転職を考えたときに農業を思いつきました。理由としては、現在、中山町に母が一人で暮らしておりまして、病気を患っておりますので何かあったときに見る人がいないことと、父親が兼業農家でして●●歳ですが、将来ハウスをどうするか考えたときに自分が継ぐのも一つの方法なのではないかと思い就農を考えました。研修センターを 1 年間で卒業したのですが、研修に行く前にも松前町の農家で 1 年間働いていました。栽培品は露地ナスと栗で、露地ナスは伊予市のほうで●●さんの田んぼをお借りして栽培をしております。栗は中山町で母親の姉の名義ですが元々実家にあった栗園地を使っております。栗園地は面積の割に本数が少なく老木化しているので、今年度から新植・改植事業を活用しながら園地の若返りを図るのと、ナスは●●さんが連作を嫌う方で今年やった田で来年はできないので来年の田を今、探し

ているというところですよ。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

前を通るときに立派なナスが作られているなど毎日見て思っております。昨年、寒波が来たときに枯れてしまったと思いますが、寒波が来ていなかったらまだまだ収穫できていたのですか。11月の話です。

●●さん

共選が11月9日に終わっており●●さんは、そのあとは作らない方なので、それ以降は採る気はなかったのではないかと思います。

●● 農業委員

●●の●●さんですか。

●●さん

たどっていくと、ご親戚にあたる方で●●さんのはなれになります。

議長

ナスは大体11月で露地は終わってしまっていて、大平に限らずということです。他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。

あらためまして、番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

続いて、番号2につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお

願います。

事務局

2番

貸渡人	双海町串	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	双海町上灘	●●	さん
申請地	双海町串	●●	畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

譲受人の経営状況は、議案説明書の7ページから11ページの「青年等就農計画認定申請書」に詳細を掲載しています。11ページの収支計画をご覧ください。

●●さんの経営の中心は施設での愛媛果試28号とヘイワード(キウイフルーツ)になります。今回の申請地は、ヘイワードの成木園で、他の栽培予定地は別の申請方法で権利を取得予定です。●●さんは、子どものころから農業を手伝ってはいましたが、専業として就農するために、昨年4月からは仕事を退職し、認定農業者の父親の元で修業をされてからの申請になります。配偶者の●●さんも、共同経営者として一緒に就農されます。

また、地元委員である●●委員さんからは、●●さんは、私の担当地区の、前の推進委員である●●さんの息子さんになります。今回の申請地は、お父さんの農地を引き継ぎますが、それ以外の園地はリタイアした第3者からの借受けになります。現在は、実家から車で15分ほどの上灘に住んでいますが、その周辺でも既に農地を見つけるほど意欲的に活動されています。期待の若手夫婦ですのでよろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

これは親子なのに機構を利用する理由やメリットはなんですか。

事務局

1点目は、補助事業を使うときに中間管理機構を使わなければならないことで、そこで親子間の貸し借りを今回しています。そのほかにも親子であっても新規

就農補助金を使うときは独立・自営就農の形になりますので、別経営体として経営をされることになると父親のままでは権利がないので、ご自身の名義に権利を借りるという設定をしてもらうことになります。

●● 農業委員

これを使って申請をする場合は利用権設定申請とは別ですか。

事務局

利用権設定はお互いの相対の分を市が公告することによって権利が発生するというものです。それもひとつの方法、今回の農地中間管理事業もひとつの方法で次に出てくる農地法3条の申請もひとつの方法です。主にこの3つの方法で農地の貸し借りが行われています。

●● 農業委員

これは補助をもらうための方法ですよね。補助をもらわなければこういう手続きはしなくて済むということですか。

事務局

補助をもらうためという理由が一番大きいです。そうでなければお互いに提案すればいいものをわざわざ農地中間管理事業を間に入るということはそれだけ手続きが手間になりますので、ただ、補助を受けないにしても別の方法で貸し借りをやってもらうのは大原則になります。

●● 農業委員

この仕事に携わっての中で、今までやってきた貸し借りのプラスアルファは先ほどの補助というのがメリットであって、親子であろうが他人であろうが貸し借りの場合は新規の場合に限るのですか。

事務局

新規の場合とは限らないです。親子であっても別経営体として経営していこうとするのであればそこに貸し借りの契約が必要になってくるようになります。親子で貸し借りをしている主なものは、農業者年金の経営移譲年金という第三者に経営を譲ったときにもらえる年金があるのですが、そういったものを使うときにも親子間できちんと契約をするということがあります。やはり、公に息子さんが経営や農業をしていることを申請するときには、親子であっても農地を借りるという申請は必要になってきます。

●● 農業委員

うちの話をして申し訳ないのですが、父親が農業者年金を申請するのに世帯主を私にしたのですが、それは父親がしたこと、今のような手続きを踏んでいたのでできたということですか。

事務局

正確なことはわからないのですが、おそらく経営移譲年金ではないかと思えます。通常の年金プラスアルファ、後継者に譲ることになって追加がもらえる制度なのですが、そのために息子さんに経営を譲ったのとそれと合わせて貸し借りの手続きもされたのだと思えます。

●● 農業委員

理解半分で終わります。

議長

また、詳しくは事務局に聞いて下さい。

●● 農業委員

農地中間管理機構を使っても補助金は増えないと思いますが、新規就農ではないですね。

事務局

この貸し借りだけでもらえるのではなくて、あくまで新規就農者の補助金の申請するための要件のひとつとしてこの中間管理事業があります。

●● 農業委員

中間管理機構を使っても補助はないってことですね。

事務局

今現在は直接の補助はなくはないですが、ほぼ使うのが難しいです。このあとの議案の6番から9番のところの説明しようと思っていたのですが、平成25年くらいから令和5年くらいまでは預けただけでもらえる補助金も存在はしたのですが今はないです。

●● 農業委員

管理機構を使った時のメリットはないのですよね。管理機構を使った形態は管理機構に支払って管理機構から地主さんに支払われるのですよね。

事務局

直接のメリットというのは少なくなってきました。制度ができたときには、国のほうがどんどん利用してもらうために先ほど●●委員さん言われたように中間管理機構に貸し付けるだけでお金がもらえる制度がありました。ただ、その分、ここを使っていないといけないという条件でのものが増えてきます。実際に使えるかどうかは別として国の補助事業が主なものなので、条件が厳しいので手を挙げるためにはほかの条件をクリアしないといけないものがあるのでなかなか使えないものがあるというのが実態です。

●● 農業委員

地主さんは他に農地が多くあったらできないですよね。条件のクリアがかなりあって、なかなか難しい問題が初めにありますよね。

事務局

●●委員さんが言われているのは、以前の預けただけでもらえるもので、その時の条件が全部預けるもので、経営転換協力金のお話だと思います。私が今言っているのは直接もらうためではなくて、今回の新規就農者向けの補助金に手を挙げるための条件です。

●● 農業委員

新しくできたのですか。今まで聞いたことがないのですが。

事務局

新規就農者向けの補助金は平成26年度くらいから名前と条件を変えながら続いております。

●● 農業委員

条件が聞くたびにいつも変わっていますよね。なかなか難しい問題があって、クリアしたらなんでもしやすくなるのですよね。

事務局

条件は3年、5年くらいで補助事業ごとに見直しがかかっているのです、おっしゃるように聞くたびに細かい事業要件が変わっていています。

●● 農業委員

利用がなかったら順々ゆるくなっていて、国の予算を消化しないといけないです。はじめは補助金をもらって返還するというか、しかし、使うものがなくなったら申請もなにもかもしやすくなって農業委員さん、また、兄弟、親戚からもらえますよね。これは、どこが本当か嘘かわからなくなります。毎回、毎回条件が変わってくるので、しまいには補助金だけもらってやめることがあるのではないのですか。はじめの国の条件は、基本的には全部借りてもらう条件だったと思いますが、予算を使わなかったら国が条件をゆるくして利用してもらうようにしていますよね。私もいろいろ考えるのですが甘いときは甘い、厳しいときは厳しいのでそこら辺をうまくしてもらわないと農業者は増えないと思います。手をあげることは誰でもできますが、最後まで純利益をとって市、県のためになることをしないとうまくいかないと思います。そこらへんも考えてもらえたらと思います。

議長

多分、●●委員さんと同じような思いを持っている方もいらっしゃると思いますが、とにかく3年とか5年の周期で変わっておりますのでご理解いただきたいです。

●● 農業委員

それは承知しておりますが、そこらへんも考えてほしいですね。

議長

ありがとうございます。他に無いでしょうか。無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

今年の4月1日から下灘地区で就農しました●●と申します。妻の●●と申します。農業を始めようと思ったきっかけは、父が元々農家でして私は19年間、松山で会社員をしながら休みの日に手伝いをしておりました。紅マドンナがとれるようになり、こんないいみかんがうちで採れるのかと思いそこから農業の手伝いが楽しくなって本格的に始めたいと思い父に相談したところ、新規就農支援があることを知り伊予市と相談して今に至ります。

●●さん（妻）

よろしくお願いします。●●と申します。私は実家が農業でもなんでもなく自営の建設業でして、主人と結婚をして双海町に住み、双海の介護施設で8年間働いていますが、休みの日はハウスみかんの収穫の手伝いをしておりました。介護の仕事とは全く違うやりがいがあるとか成長する姿を見るのが楽しくて去年から仕事をやめて一緒にやっています。初めてキウイの株付から参加し、キウイが大きくなり収穫して収益になっているのを経験して農業って苦しいとか汚いだけかなと思っていたのですが、収穫する楽しみを味わうことができ主人とやっぺいこうと決めて市役所の方と相談して今に至ります。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。結構、紅マドンナの先輩方がいらっしゃいます。今も伊予市の双海や中山あたりは人がいなくなっているという状況の中で新規で入ってきていただいて、本当にありがたいと思っております。若い方が就農していただくというのは頑張っていたきたいと思っております。

●● 農業委員

農業を離れる方や継がない方が多いご時世だと思いますが、意欲的に活動されていて大変ありがたいことです。将来的には家を継がれるのであれば串のほうで生活されるのか、上灘から通われるのかどちらですか。

●●さん

上灘で家を構えていますので、通いでやらせていただきます。

●● 農業委員

作業をする中で消毒等は手作業で大変だとは思いますが、頑張っぺやっぺいただきますようお願いしたいのと、地元にも若い方が何人かいらっしゃるので、協力して下灘を盛り上げていただけたらと思っております。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございます。他にご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。
あらためまして、番号2につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。無いようでしたら、番号2について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

ありがとうございます。番号2について承認いたします。
続いて、番号3につきまして、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

3番

貸渡人	松山市	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	松山市	●●	さん
申請地	上野●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の賃借権設定		

譲受人の経営状況は、議案説明書の12ページから16ページの「青年等就農計画認定申請書」に詳細を掲載しています。16ページの収支計画をご覧ください。●●さんの経営の中心はナスです。せとかとレモンがとれるようになると、野菜類は調整していく予定のようです。今回の申請地は、ナスとせとかを中心に栽培し、松山市にも農地を確保されています。●●規就農研修センターでの研修を終えられての就農になります。

地元委員さんからは広い農地をきちんと管理していただけたら助かります。とのことです。以上です。

議長

私も上野地区担当しておりますのでご本人とお会いしたのですが、上野地区は一番水が厳しいところです。田んぼは北伊予に近いので水がとれるのですが、せとかの方は田んぼが終わったら水を出してくれない地域ですので、水が大丈夫か心配です。それでは、番号3について、委員の皆様からのご意見・質疑は

ございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

私の志望動機はコロナの前まで14年ほど飲食店を経営しておりまして、コロナがあってから日本の状況も変わりまして、食べるという食に対する思いが強くなり自分でものを作って皆様に提供したいという思いで農業の道に進みました。農業を始めて研修センターでお世話になり2年間ほど勉強させていただきました。卒業してこの度就農することになりました。私自身も母子家庭でして周りの方や母も母子で育ててくれたので、母子家庭の雇用も検討に入れて農業をしたいと思っております。農業をするにあたりたくさんの方に農業の仕事が素晴らしいものだと気付いていただきたいというのがありますし、興味を持っていたらこの先、農家が増えて国内、海外にもたくさんの生産物ができるのではないかと思います。初めてのことで慣れないこともあるのですが、まずは生産を増やし成長できるように技術面を磨き、6次化もできるように視野に入れております。また、農業の農作物を使ったカフェや飲食の部分も展開できたらと思っております。伊予市では伊予ナスとせとか、上野ではレモン、蚕豆、里芋を考えています。以上になります。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

議案書の3ページで●●円となっておりますが、これは年間の土地の借地料でしょうか。

●●さん

はい、そうです。伊予市上野のほうが中間管理機構をとおしておりまして、そちらの分が1年間払いということで賃料のほうが発生するようになっており

ます。

●● 農業委員

思っていたより高いなと思ひまして、ご質問させていただきました。

●●さん

相場と照らし合わせてお話しさせていただきました。上野はもう少し金額が高いと聞きましたが、安くしていただけたと思います。私も初めてなのでどれくらいの金額がかかるか定かではないのですが。

事務局

補足説明させていただきます。今回の場所は面積が●●㎡にして伊予市で一番大きい区画の1枚の田んぼになります。非常に条件がいいことと、水稲とは違って今回、柑橘を植えますので水稲の相場よりは高いかもしれませんが、地域性もありますが、これが高いというような金額ではないかと思ひます。

●● 農業委員

以前に省力化に関する事業で近所の山を借りたときに無料で貸し借りをしたので、そのイメージだったので、納得してされているようなら大丈夫です。

●● 農業委員

広い農地を管理するのに何人でされるのですか。

●●さん

私の息子が●●歳でして、一緒に従事していこうと思っております。広い農地なので作業が大変な思いもたくさんありました。収穫の時は人がいるかと思うのですが、今は一人でどれくらいできるか一日作業率で計算しながらやっているところでございます。収穫の時期の人数確保はできておりますが、なるべく息子と2人でできることはやっといこうと思っております。

●● 農業委員

先ほど会長からお話がありましたが、せとかはハウス栽培されるのですか。

●●さん

せとかは今のところはハウスでは検討していません。そのうちとは考えておりますが、風が強いので来年に防風ネットの設置を考えております。

●● 農業委員

水が一番必要にはなりますが大丈夫ですか。

●●さん

JA のほうから研修の時の指導員さんに一度見てもらったのですが、水を多めに入れられる点では長持ちするというメリットが大きいということを教えていただきました。

●● 農業委員

がんばってやってください。またできたら視察に行かせていただきますので、よろしくをお願いします。

議長

ありがとうございました。ご本人は今年からナス部会にも入っておられます。やる気がある方なので頑張ってもらいたいと思います。

他には無いでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。あらためまして、番号3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、番号3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号3について承認いたします。

続いて、番号4について、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

4番

貸渡人

中山町中山

●● さん

転貸人 公益財団法人えひめ農林漁業振興機構
借受人 中山町中山 ●●さん
申請地 中山町中山●●畑 ●●m²
他8筆 合計●●m²
申請理由 (譲受人) 新規就農
(譲渡人) 農地管理困難
権利の種類 10年間の使用貸借権設定

譲受人の経営状況は、議案説明書の17ページから21ページの「青年等就農計画認定申請書」に詳細を記載しています。21ページの収支計画をご覧ください。●●さんの経営の中心は父親から引き継ぐ栗とすもも、それと新たな品目としてキウイフルーツとはれひめです。今回の申請地は、成木のキウイフルーツ以外を栽培予定です。●●さんも●●新規就農研修センターでの研修を終えられての就農になります。

また、地元委員である●●委員さんからは、お父さんの経営を一部継承しながら、キウイフルーツやはれひめを新たに取り組むとのことで非常に期待をしています。若い人が地元で農業をしてくれることは明るい話題ですのでよろしくお願ひしますとのことです。以上です。

議長

それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

地元が中山町で元々実家も農業をしていて、中山町で農業をされている方の高齢化や土地が空いたりすることが多くなってきている中で、以前は、会社員をしておりましたが、家の農業をしていこうと思ったのと地元の栗や作物を大切にしていきたいと思いました。また、中山町を応援したい思いもあり農業をしようと思いました。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

私も中山で6年前に新規就農をしてすももを作っています。すももの品種は何を作られていますか。今年は実のなりが少なかったですね。

●●さん

すももは大石早生とソルダムです。今年は花になっていたのですが、雨の関係で落ちたのかなと思います。

●● 農業委員

すももは害虫に弱いですね。害虫対策は消毒だけでいいのですか。ネットを張るのですか。あと、はれひめをこれから植え付けるということですが、寒さは心配ないですか。

●●さん

ネットはしてないです。除草剤もよくないので草刈りをしています。はれひめは、研修センターのセンター長さんに相談をして、中山は寒いので何ができるかってなったときに温州や紅マドンナはハウスですが、年を越さない作目はいけるのではということで、自分の反対側の標高が高いところでもできているという話を聞いたのでやってみようと思います。

●● 農業委員

極早生みかん系統は難しいですね。年内に収穫ということで、寒さだけが一番心配ということですが頑張ってください。

●● 農業委員

●●さんは、立川ではれひめを作る計画をしていますが、私は唐川なのはれひめは年内収穫できますが、ただ、冬の寒さで木自体が枯れます。唐川で作っていて、20本くらい枯れました。その後が難しいのもう一度検討されたほうがよろしいかと思います。

議長

ありがとうございました。参考になるかわかりませんが、上灘とか下灘あたりから山の方では寒さが問題になっておりまして、旧伊予市のほうに出てくる

と今は土地が安くなっています。別に買う必要はなくて借りるということもできるの、そこも含めて柑橘されるのであれば考えてもらえたらと思います。

他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。あらためまして、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

無いようでしたら、番号4について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。

続いて、番号5、議案第43号 農地法第3条第1項の規定による許可申請 番号1につきまして、関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番

貸渡人	中山町出渕	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	田 ●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

議案第43号

1番

譲渡人	中山町出渕	●●	さん
譲受人	中山町佐礼谷	●●	さん
申請地	中山町出渕	●●	畑 ●●m ²
	中山町出渕	●●	畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類

売買による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書22ページから26ページの「青年等就農計画認定申請書」に詳細を掲載しています。26ページの収支計画をご覧ください。●●さんの経営の中心は成木になるとキウイフルーツになりますが、育成期間中は、里芋などの根菜が収入の中心になります。今回の申請地で、●●さんから借りるところは根菜類を●●さんから購入するところはキウイフルーツを栽培予定です。その他にも現在住んでいる佐礼谷周辺で借りる農地を確保していて、根菜類はローテーションで栽培されるそうです。●●さんは25ページのとおり、農業大学校を卒業されています。こちらの資料には掲載されていませんが、卒業後は農業法人に就職されて野菜生産の経験を積み、直近の1年間は、土地を借り受ける●●さんの下でキウイフルーツの生産のお手伝いをして独立就農の準備をされていました。以上です。

議長

それでは、議案第42号番号5、議案第43号番号1について、地元委員さんの意見をお願いします。

●● 推進委員

●●さんは若いのですが、知識も技術もやる気もあるので全く心配ないと思います。キウイフルーツのすぐ隣に先輩の方がすでにキウイフルーツを作っておりますので、そこへ1年間習いに行つてこれから始めるということで問題ないと思います。以上です。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

今年 4 月から就農を開始しました●●と申します。よろしく申し上げます。自分がなぜ農業を目指そうと思ったのかは祖父が昔、農業をされていて父がその祖父の話をしていて農業に興味を持ち、伊予農と農大を経て農家になりたいと思うようになりました。野菜を栽培しようと思った理由は、農大で野菜を育てている段階で里芋等の根菜類がいいなと思うようになりました。キウイの栽培をしようと思った理由は父の知り合いがキウイを栽培していて、興味を持ったのと、野菜とキウイの栽培時期がかぶらないこと、また、複合経営でリスク分散ができると思い栽培しようと思いました。

これからどのような農業をしていくかについては、主にキウイを栽培し野菜は里芋、ニンニク、玉ねぎ、ジャガイモ、人参、カボチャを育てていこうと思います。里芋の連作対策としてカボチャ、人参、ジャガイモを里芋の栽培をした次の年にローテーションで入れていこうと考えております。販売先については、玉ねぎとキウイフルーツは JA に出荷し、それ以外の野菜は産直と市場に卸していこうと考えています。栽培技術などに関しては、農業法人に就職していた際に里芋と青ネギを栽培しておりましたので、青ネギの栽培に似ている玉ねぎとニンニクなどに生かせると思います。その他の野菜も農大で基礎知識を学んでおりますので、それを生かしていこうと思います。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。体も頑丈そうで大丈夫だとは思いますが、根菜類は重たいので腰に気を付けて体を壊さないように頑張っていただけたらと思います。

(質疑なし)

議長

ありがとうございました。他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。あらためまして、議案第 4 2 号番号 5、議案第 4 3 号番号 1 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

事務局からもお話がありましたけど、●●さんは佐礼谷地区でも数か所借りることが決まっております、その関係で何度も●●さんとやり取りをさせていただいたのですが、大変まじめで先ほどお話しされた雰囲気非常にやる気が感じられます。佐礼谷で借り受ける予定の土地の春に行われている井手、堰等の水路掃除に、すでに参加されて住まいも佐礼谷です。地元の方と

のコミュニケーションも積極的に動かれているので、十分やっていただける方だと思います。

議長

真面目そうな方だというのは態度に表れておりました。

他にご質疑は無いでしょうか。

無いようでしたら、議案第42号番号5、議案第43号番号1について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第42号番号5、議案第43号番号1について承認いたします。

続いて、番号6、7、8、9につきまして、関連がありますので事務局の一括説明をお願いします。

事務局

6番

貸渡人	上野	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	松山市	(株) ●●	さん
申請地	宮下●●	田	●●m ²
権利の種類	2年10カ月の使用貸借権設定		
作付作物	水稻		

7番

貸渡人	上野	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	松山市	(株) ●●	さん
申請地	上野●●	田	●●m ²
	他7筆 合計●●m ²		
権利の種類	6年間の貸借権設定		
作付作物	水稻		

8 番

貸渡人	上野	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	上野	●●	さん
申請地	宮下●●	田	●●m ²
権利の種類	2年10カ月の使用貸借権設定		
作付作物	水稻		

9 番

貸渡人	上野	●●	さん
転貸人	公益財団法人えひめ農林漁業振興機構		
借受人	上野	●●	さん
申請地	上野●●	田	●●m ²
	他2筆 合計●●m ²		
権利の種類	2年10カ月の使用貸借権設定		
作付作物	水稻		

(株) ●●さんの営農状況は議案説明書、1 ページの 6・7 番。●●さんの営農状況は 8・9 番のとおりです。

6 番から 9 番については、宮下と上野の複数の委員さんと事務局が協力して処理をした案件になりますので、まとめて事務局から説明させていただきます。今回の案件は、昨年 8 月に、急逝された ●●さんが耕作されていた農地になります。●●さんは、上野と宮下で水田を 6 ha あまり耕作されていて、その後を受けてくれる耕作者探しに上野、宮下の 3 名の委員の方にご尽力をいただきましたが、その最後の案件になります。今回の、貸し手の 3 名は、平成 26 年と 29 年に、農地中間管理機構に全ての農地を 10 年以上貸し付けると交付される、「経営転換協力金」という補助制度を活用されていました。そのため、最低でも 10 年経過するまでは機構を経由した貸借を続ける必要がありましたので今回のような申請になっています。なお、「経営転換協力金」については、令和 5 年度をもって終了しています。今はない制度です。また、期間が 2 年 10 カ月と中途半端になっているのも、10 年経過まではという理由のためです。

6 番と 7 番については、●●さんが引き受けてくれたのですが、8 番と 9 番については、地元にも受け手がなく、上野、宮下以外にも声を掛けてみましたが受け手が見つからない状態で、やむを得ず ●●委員さんが引き受けてくれた案件になります。

●●さんと、●●委員さんが耕作することは問題ないと判断されます。

議長

それでは、番号6、7、8、9について、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、番号6、7、8、9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6、7、8、9について承認いたします。

議案第43号

農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり農業委員会の承認を求める。番号2、3につきまして、関連があり、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。新規就農の案件になります。

事務局

2番

譲渡人	上野	●●	さん
譲受人	伊予郡砥部町	●●	さん
申請地	上野字●●	田	●●m ²
	上野字●●	田	●●m ²
	上野字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

3番

譲渡人	上野	●●	さん
譲受人	伊予郡砥部町	●●	さん

申請地	上野字●●	田	●●m ²
	上野字●●	田	●●m ²
申請理由	(譲受人)	新規就農	
	(譲渡人)	農地管理困難	
権利の種類	10年間の使用貸借権設定		

譲受人の経営状況は、議案説明書の29ページから33ページの「青年等就農計画認定申請書」に詳細を掲載しています。33ページの収支計画をご覧ください。●●さんの経営は柑橘栽培で、今回の申請地では、施設での愛媛果試28号を予定しています。それ以外の伊予柑と甘平は砥部の農地になります。●●さんも、●●新規就農研修センターでの研修を終えられての就農になります。また、地元委員さんの意見は、農地の場所は、高速道路のすぐ上のところで、傾斜はあまりなくて作業はしやすいところですが、ここ数年は、草刈りだけをして管理に困っていたところのようです。そこへ、●●の研修所を卒業する方が農地を探していると情報が●●さんのところに寄せられて、この場所なら水の確保もできているので施設果樹にも適しているとのことで話がまとまったようです。以上です。

議長

ありがとうございます。番号2、3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら、新規就農者の方にお越しいただいていますので、本人さんからの発表に移ります。

それでは、ご本人さんから、今回就農するに至った動機や経緯、さらには今後の就農計画について発表をお願いします。

●●さん

よろしくお願いします。動機と言われたら困るのですが、たまたま幼馴染のお父さんが農業をされておりまして、手伝いをするのがありそれからかっこいいなという気持ちが出てきました。●●の研修を紹介してもらい、その後、本格的に農業をやっていくことを考えて今に至ります。営農計画ですが、伊予市のほうに2反、20aほどの土地をお借りしまして、見積もりしてもらおうと13.5aほどハウスを建てられるかなというところです。今そこには紅マドンナを150

本、仮植えしております。それから、砥部町に甘平 23a、そこは、150 本ほど本植えして、あと 80 本は仮植えしている状態です。また、久谷に伊予柑 30a、これは、成木で借りております。今年から収穫できる予定なので基本的には JA に出荷をしたいなと思います。場合によっては市場、産直に出荷を考えております。

議長

ありがとうございます。それでは、委員の皆様からのご意見・質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

10 年の使用賃貸借権ということですが、ハウスまで建てて 10 年後に返せと言われたら困ると思うのですが、その後のことは●●さんとお話されてますでしょうか。

●●さん

そうですね。最初はいくらでもいいよと言われたのですが、だいたい皆さん 10 年契約だからとりあえずしますかぐらいのことで、ただちゃんとした契約ではないので、そこからどうなるかわからない状態です。一応話し合いはしておりますので大丈夫かなとは思いますが。

●● 農業委員

気にしておいた方がいいかなと思いますね。

●●さん

分かりました。

●● 農業委員

13.5a の見積もりで何千万ですか。補助金はどれくらいですか。

●●さん

1000 万まではいかないです。簡易ハウスです。補助金は 1000 万までは 4 分の 3 あります。

●● 農業委員

紅マドンナだけですか。甘平も補助が出るのですか。

●●さん

甘平に関しては、灌水設備だけ見積もりしてもらって、点滴灌水を入れようかなと思っています。2つで130万の見積もりでした。

●● 農業委員

点滴もあるんですね。高速の上だったらある程度傾斜もあって水はけもいいのでいい農業ができると思います。よろしくお願いします。

議長

ありがとうございました。他に無いようでしたら、●●さんには退出していただきます。あらためまして、番号2、3につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

無いようでしたら、番号2、3について、賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号2、3について承認いたします。

続いて、番号4について、地元委員欠席につきまして、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

4番

譲渡人	本郡	●●	さん
譲受人	米湊	●●	さん
申請地	本郡字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	生前贈与	
	(譲渡人)	生前贈与	

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の27ページ4番のとおりです。地元委員さんからは、親子間の生前贈与ですので特に問題ないと思います。よろしくお願いします。とのことです。以上です。

議長

それでは、番号4につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号4について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号4について承認いたします。
続いて、番号5について、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

5番

譲渡人	松山市	●●	さん
譲受人	松山市	●●	さん
申請地	双海町串字	●●	畑 ●●m ²
申請理由	(譲受人)	宿泊業の付加価値向上	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

本人担当地区の農業委員さんが欠席されていますので、地元委員さんからの意見と合わせて概要を説明させていただきます。営農状況は議案説明書27ページ5番、担い手が耕作するような農地ではないことを確認してもらうために、34ページに地図を載せています。譲受人の●●さんは、松山市在住ですが、今回の申請地に隣接する空き家を譲渡人の●●さんから購入しています。●●さんは、松山市の三津浜で、●●業を営んでおり、下灘駅に近い今回の場所で、2店舗目を開設する予定です。購入にあたって、農地も合わせて譲り受けることが条件でしたので、景観をよくするために菜の花やひまわりを植えて管理するとのことでした。

●●委員さんからも、今回の申請地は、長さ50メートル、幅が広いところで2メートル、狭いところは数十センチ程度で、農地と言うよりも道路の法面みたいなところでした。線路と道路に挟まれていて、他には誰もいらんようなところ

に花を植えて荒らさないように管理してもらえらるならそれはええことなのでよろしくお願ひしますとのことです。以上です。

議長

それでは、番号5につきて、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

空き家をどうされるのですか。

事務局

この家を改修して主に●●業をされるようで、すでに三津浜でされているようです。

●● 農業委員

2件ともそのような施設にするのですか。

事務局

●●委員さんの記憶では2件かと思われますが、現在1件は更地になつていて残っているのは1件です。

議長

他にございませんか。無いようでしたら番号5について賛成の農業委員さんは挙手をお願ひします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号5について承認いたします。続いて、番号6について、事務局の説明をお願ひします。

事務局

6番

譲渡人	広島県	●●	さん
譲受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	畑	●●m ²

申請理由 (譲受人) 家庭菜園
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権売買

今回5番から9番までは農業をするというよりも処分をしたいから引き受けてくださいというような農地の案件になっております。

営農状況は議案説明書27ページ6番、担い手が耕作するような農地ではないことを確認してもらうために、35ページに地図を載せています。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

議長

それでは、番号6につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら番号6について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号6について承認いたします。

続いて、番号7、8について、関連がありますので、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

7番

譲渡人 上三谷 ●● さん
譲受人 上三谷 ●● さん
申請地 上三谷字●● 田 ●●m²
申請理由 (譲受人) 家庭菜園
(譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 贈与による所有権移転

営農状況は議案説明書27ページ7番、担い手が耕作するような農地ではないことを確認してもらうために、36ページに地図を載せています。以上です。

8番

譲渡人	上三谷	●●	さん
譲受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	田	●●m ²
	他3筆	合計●●	m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

営農状況は議案説明書 28 ページ 8 番、担い手が耕作するような農地ではないことを確認してもらうために、36 ページに地図を載せています。以上です。

議長

それでは、番号 7、8 について、私の地域ですので説明いたします。●●さんは●●歳で 4、5 年前に脳梗塞で倒れた状態になっていて、すぐ近所にお兄さんがいますが、体が元気ではないので家と田んぼを売りたいとのことでした。現在、3 月に●●からご家族で●●さんが移住されてきて、●●の男の子、●●の女の子とご夫妻です。当初は、赤いところと黄色いところを全部引き受けてもらいたいという希望で、農地については無償で譲渡という形で引き受けたのですが、何も耕すものがなく鋤かないので、赤いところは私がトラクターですいて、あと、管理機を購入しまして農地にできるような状態にしました。また、すぐ近所の●●さんが家庭菜園をする土地がほしいとのことで、私が声を掛けるとやりたいと申し出があり、黄色いところを●●さんが引き受けてくれました。ご審議をお願いします。

それでは、番号 7、8 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

●● 農業委員

贈与ということは田んぼも畑も無償ですか。宅地はいくらかいったのですか。

議長

そうです。宅地は古い家を買って若干、手を入れて住んでおられます。

●● 農業委員

昔の考えで言わしていただいたら土地を無償で手放すということは毛頭ないと思うのですが、無償ということで土地の価値が下がったように思います。

議長

他の委員の方からも無償はちょっと、と思われる方が多いと思いますけれど、全然価値がないのはいかななものかという思いはあります。他にはございませんでしょうか。無いようでしたら番号7、8について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号7、8について承認いたします。続いて、番号9について、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

9番

譲渡人	今治市	●●	さん
譲受人	上三谷	●●	さん
申請地	上三谷字●●	畑	●●m ²
申請理由	(譲受人)	家庭菜園	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

営農状況は議案説明書28ページ9番、担い手が耕作するような農地ではないことを確認してもらうために、37ページに地図を載せています。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

●●さんの農地は全てを処分したいとのことで、昨年来●●委員さんが周辺の農家さんだけでなく非農家さんにも声を掛けていただいていた探してもらっています。今回も、そのうちの一つで、●●m²と狭い農地ですので、非農家ではありますが、近くにお住いの●●さんが家庭菜園として活用してもらえらることになりました。●●さんは、今回の申請地から100メートルの場所に●●を営業されていますので、その食材としても活用が見込まれます。以上です。

議長

それでは、番号9につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号9について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号9について承認いたします。
続いて、番号10について、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

10番

譲渡人	下三谷	●●	さん
譲受人	下三谷	●●	さん
申請地	下三谷字●●	畑	●●m ²
	下三谷字●●	田	●●m ²
譲受人の耕作面積	●●	m ²	
申請理由	(譲受人)	経営規模拡大	
	(譲渡人)	農地管理困難	

権利の種類 贈与による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の28ページの10番のとおりです。なお、農地法第3条第2項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。以上です。

委員さんからは、●●さんは、2年前に営農できなくなってから、無償でもいいから農地を引き取ってほしいということで探していましたが、ようやくその一部の引き取り手が見つかりました。まだ、●●aほどは引き取り手のいない農地があります。●●さんは、●●歳になり、会社勤めも一段落したことから、家の目の前ということもあり引き受けてもらえました。伊予市だけではなく松前町の方でも稲作をされている方ですので実績も十分です。よろしく願いいたします。とのことです。

議長

それでは、番号10につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号 10 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 10 ついて承認いたします。

続いて、番号 11 について、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号 11

譲渡人	財務省
譲受人	上三谷 ●● さん
申請地	上三谷字 ●● 田 ●●m ² 上三谷字 ●● 田 ●●m ²
譲受人の耕作面積	●●m ²
申請理由	(譲受人) 経営規模拡大 (譲渡人) 農地管理困難

権利の種類 競売による所有権移転

譲受人の経営状況は、議案説明書の 28 ページ 11 番のとおりです。なお、農地法第 3 条第 2 項各号のいずれの要件にも書類審査では該当していませんでした。

委員さんからは、3 月の総会にて、競売への参加資格の許可をもらっている案件ですので、問題ないと思います。とのことでした。以上です。

議長

それでは、番号 11 につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

私の方からお話します。ここは●●というところでして、3 月の時に●●委員からどういうところですかとお話があったので、ちょうど横で稲を作っておりまして、事務所に行って話を聞いたらパンフレットがなくホームページを見てくださいということでした。従業員が 30 人から 40 人ほどいまして、結構幅広

く●●をインターネットで全国販売されている会社で、どんどん広げている状況です。

他にはございませんでしょうか。無いようでしたら番号 11 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号 11 について承認いたします。

議案第 44 号

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、伊予市農用地利用集積計画（令和 6 年度第 1 号）を決定するため審議を求め、事務局の説明をお願いします。

事務局

まず、農用地利用集積事業の申出書の取りまとめにつきまして、委員の皆様方には大変お世話になりました。この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

それでは、お配りしております別冊、議案第 44 号、令和 6 年度「農用地利用集積計画集計表」第 1 号をご覧ください。1 枚めくっていただいたページが集計表になります。

今回の利用権設定の申し出合計は、120 件、206 筆、249,853 m²でした。6 月開始分としては、件数、面積ともに例年並みの実績です。有償の賃借権と無償の使用貸借権は筆数が一緒でした。最近の傾向としては、使用貸借が 6 割強だったので、今回はやや有償での賃貸が増えた感じですが。

なお、この利用権設定事業は、次回令和 6 年 12 月開始分が最後になり、令和 7 年度からは中間管理事業に統一されます。以上です。

議長

ありがとうございます。議案第 44 号につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら議案第 44 について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。議案第 44 号について承認いたします。

議案第 45 号

農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号 1

議案説明書は、38 ページ、申請地説明図は、位置図が 2 ページ、現地写真は 3 ページをご覧ください。申請人及び土地所有者は、中山町佐礼谷、●●さん(●●才)。土地所在地は、中山町佐礼谷●●、畑、●●㎡。転用目的は、植林です。申請地は、樹園地として長年管理されていたが、傾斜地並びに周辺の山林化による日照不足から生産性の低い農地となっており、申請者本人も高齢となり、農地として管理することが困難であるために、平成 6 年 3 月に山林として管理を目的に杉苗を植林したということではありますが、申請者の関係法規に対する認識不足によるものであるため、是正手続きとして転用申請に至ったものであります。申請地は、中山町佐礼谷の●●集落の北側の山間部に位置し、10ha 未満の農地の広がりが無い第 2 種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれが無いと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号 1 について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農業委員

転用理由は説明で言われた通りですが、作物の栽培がつかない状態になっていて高齢ということもあり申請に至ったようです。隣接土地所有者の了解をいただいておりますので、問題ないかと思えます。申請者の認識不足ですでに植

林をしてしまっておりますので、申請の際には始末書をつけて申請をさせていただきます。また、申請理由からもやむを得ないことですので、よろしくお願いたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無きようでしたら番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第46号

農地法第5条第1項の規定に基づく許可申請について、次のとおり愛媛県知事に進達したいから農業委員会の意見を求める。

事務局

番号1

議案説明書は、39ページ、申請地説明図は、位置図が4ページ、現地写真は5ページをご覧ください。譲渡人は、下吾川、●●さん。譲受人は、松山市、●●、代表理事●●さん。申請地は、下吾川字●●、田、●●㎡。転用目的は、露天駐車場。権利の種類等は、所有権移転です。

譲受人は、医療事業等を営み、申請地近隣にて●●を移転建設中であるが、職員用駐車場が必要となり、移転診療所に近接する土地を選定し、適地とする当該農地において土地所有者との話がまとまり、転用すべく本申請に至ったものであります。申請地は、移転建設中の●●の近隣で同じく下吾川に位置し、10ha未満の農地の広がりがない第2種農地と判断されます。

以上、申請内容について審査した結果、農地を転用して申請に係る用途に供することが確実であり、周辺の農地に係る営農条件等に支障を及ぼすおそれがないと考えられます。

以上、ご審議の程、よろしく申し上げます。

議長

それでは、番号1について、地元委員さんの意見を申し上げます。

●● 農病委員

譲渡人の●●さんは、2年くらい前に脳梗塞になり体が不自由になって出てくるようなことがなくなりました。下吾川のこの土地は下吾川の方に耕作してもらっておりました。それで、だれか土地がいる人はいないかと探していたところ●●の方が、駐車場が必要とのことでこのお話になりました。よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

(質疑なし)

議長

無いようでしたら番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

(承認)

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。

議案第47号

伊予地域の農業の振興に関する計画の変更及び伊予農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び第4条の5第1項第27号イの規定に基づき農業委員会の意見を求める。
番号1について、地元委員欠席につき、事務局の一括説明をお願いします。

事務局

番号1

議案説明書は、40ページ、申請地説明図は、位置図が6ページ、現地写真は7ページをご覧ください。

申出人は、上野、●●さん、●●さん。土地所有者は、上野、●●さん。土地所在地は、上野字●●の一部、畑、●●㎡（●●㎡の内）。計画変更内容は、分家住宅への転用を目的とした、伊予地域の農業の振興に関する計画・27号計画の変更による農振・農用地区域からも除外。

申出人は現在、申出人妻（●●）の両親と同居中で、勤務の傍ら農業にも従事しているが、子どもの成長とともに現住居が手狭となり、同居が困難となってきたことから、申出人が居住するための新居建築用地を探していた。しかし、申出人妻（●●）の実父が所有する農地以外に適当な候補地が無く、また、将来的には農業の継続的な従事や両親の介護においても最適地であるため、現居住地近隣の申出地に分家住宅を建設すべく本申出に至ったものであります。

農振計画の変更に係る農振法第13条第2項の規定に基づく各要件を確認済

第1号要件 代替地：無

第2号要件 周辺農地への影響：無

第3号要件 担い手への影響：無

第4号要件 付帯施設への影響：無

第5号要件 土地基盤整備事業の実施：有

（土地改良区等：除外支障なしの意見回答受領済み）

本案件は、伊予地域の農業の振興に関する計画により目指す農業振興の方策に係るものとして認められるため、農用地区域から除外することについて、止むを得ないと判断されます。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございます。番号1につきまして、委員の皆様からのご質疑はございませんでしょうか。

（質疑なし）

議長

無いうでしたら番号1について賛成の農業委員さんは挙手をお願いします。

（承認）

議長

ありがとうございます。番号1について承認いたします。
事務局からの連絡事項がありましたらお願いします。

(事務局連絡事項)

議長

それでは、次回は6月26日(水曜日)午後3時30分からウェルピア伊予での開催を予定しております。

次回の議事録署名人については、

「●●番 ●●委員」

「●●番 ●●委員」

を予定しておりますので、併せて、宜しくお願い致します。以上をもちまして、第12回 伊予市農業委員会総会の閉会を宣言致します。

事務局

●●会長職務代理者におかれましては、適切な議事進行ありがとうございました。また、委員の皆様におかれましては、慎重なご審議ありがとうございました。

(午後3時46分 閉会)

年 月 日

議 長

議事録署名人
